平成２２年（再イ）第５６号
栃木県宇都宮市東宝木町７番31号
再生債務者　畠山　直樹
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成22年10月21日
宇都宮地方裁判所第１民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再口）第２号
愛媛県宇和島市泉町１丁目１番30号
再生債務者　渡邊　浩二
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年11月19日まで
4　一般異議申述期間　平成22年11月26日から平成22年12月３日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（再口）第１０００３号
栃木県宇都宮市豊郷台２丁目17番地11
再生債務者　長谷川　清
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年11月10日まで
4　一般異議申述期間　平成22年11月24日から平成22年12月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再口）第３号
福岡県春日市紅葉ケ丘西５丁目25番地６
再生債務者　橋本　義弘
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年11月17日まで
4　一般異議申述期間　平成22年11月24日から平成22年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再口）第８６号
大阪市淀川区加島１丁目61番17号
再生債務者　福島　秀和
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年11月19日まで
4　一般異議申述期間　平成22年11月22日から平成22年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再口）第６号
宮城県石巻市渡波字念仏壇47番地５
再生債務者　三浦　勇治
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年11月22日まで
4　一般異議申述期間　平成22年12月６日から平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２２年（再口）第２号
埼玉県行田市佐間２丁目18番28号
再生債務者　荒井　将男
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年11月22日まで
4　一般異議申述期間　平成22年12月６日から平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再口）第１００９号
東京都東村山市本町２丁目33番地４セザールプラザ東村山403
再生債務者　上野　知孝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月８日まで
平成22年10月25日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再口）第８号
青森県南津軽郡田舎館村大字境森字佃156番地９
再生債務者　石郷岡美奈子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年10月12日まで
平成22年10月22日　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（再口）第９号
大阪府高石市加茂１丁目15番13―507号
再生債務者　大井　良郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月19日まで
平成22年10月22日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再口）第３号
新潟市中央区親松1201番地16　ローズタウンＡ棟103号
再生債務者　牧野登志子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月22日　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（再口）第１４号
堺市北区百舌鳥梅北町２丁70番地４　801号
再生債務者　藤井　和生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月21日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再口）第４号
鳥取県西伯郡南部町円山84番地１
再生債務者　谷口　功治
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成22年10月25日　鳥取地方裁判所米子支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十三年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき、Ｚは同第七八四条第一項に基づき、株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十九日
掲載頁　一五二頁（号外第一三六号）
（Ｚ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十四日
掲載頁　一三〇頁（号外第一三三号）
平成二十二年十一月二日
東京都中央区八丁堀二丁目一〇番九号
（甲）三井食品株式会社
代表取締役　水足　眞一
東京都江東区新木場二丁目一三番六号
（Ｚ）株式会社しんもく
代表取締役　孤田　俊郎

会社分割公告

当社（甲）は、吸収分割により更生会社株式会社六吹工務店（Ｚ、住所香川県高松市藤塚町一丁目一一番二二号）のヴィラ塩江事業に関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、Ｚの最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。甲については、最終事業年度がありません。
（Ｚ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十月七日
掲載頁　九六頁（号外第二一一号）
平成二十二年十一月二日
徳島県徳島市東船場町二丁目一五番地
ハイパーリゾート株式会社
代表取締役　八木　裕幸